

議案第 83 号

朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 朝霞市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年朝霞市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

第 2 条 朝霞市放課後児童クラブの設備及び運営の基準を定める条例（平成 26 年朝霞市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 7 年 11 月 27 日提出

朝霞市長 松下 昌代